

# 連携中枢都市圏について

平成28年7月25日

総務省自治行政局市町村課長

小川 康 則

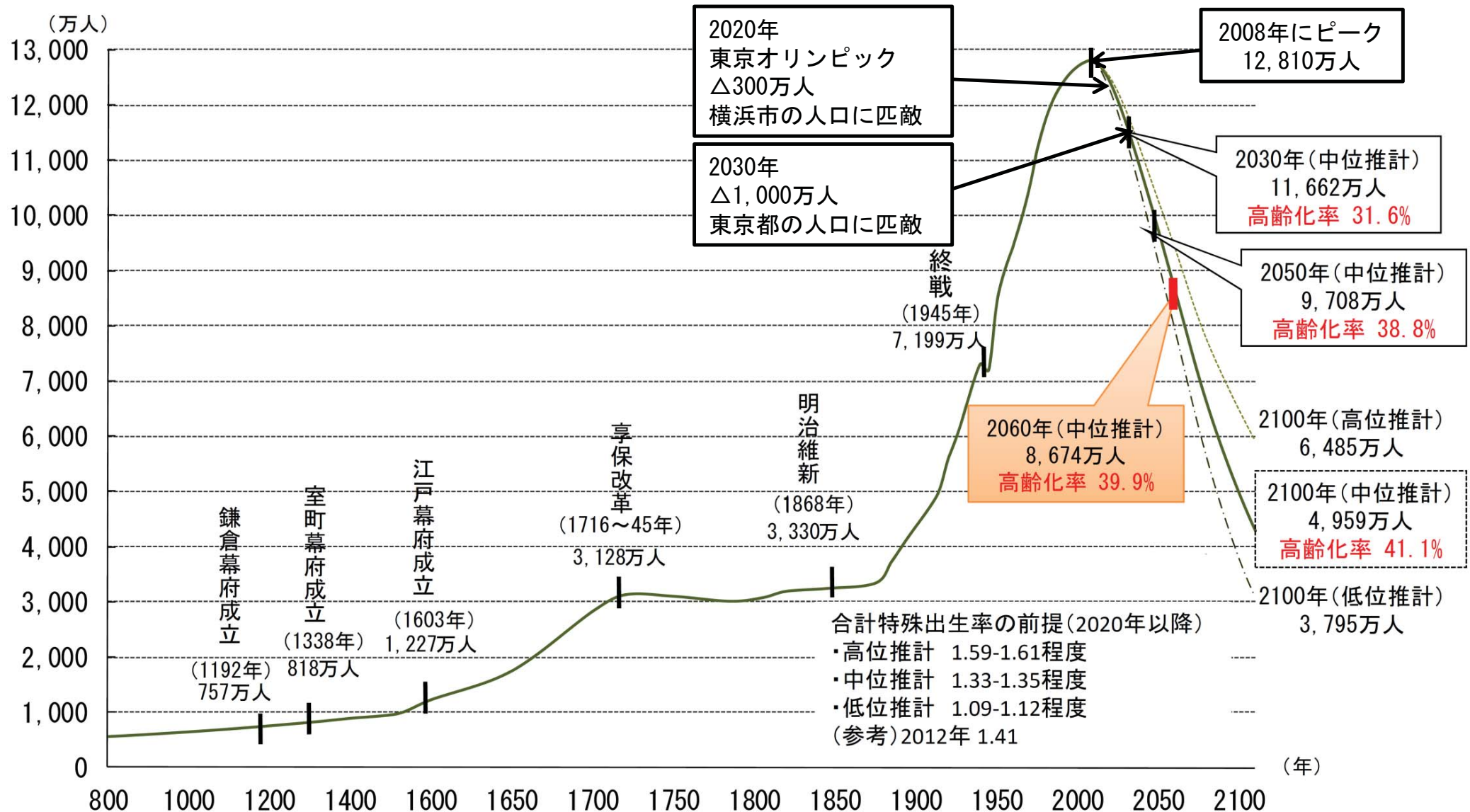
# 【目次】

1 「新たな広域連携」の背景にある社会経済状況の変化	1頁
2 市町村合併の進展とその影響	8頁
3 連携中枢都市圏の形成について	16頁

# 1 「新たな広域連携」の背景にある 社会経済状況の変化

# 我が国における総人口の長期的推移

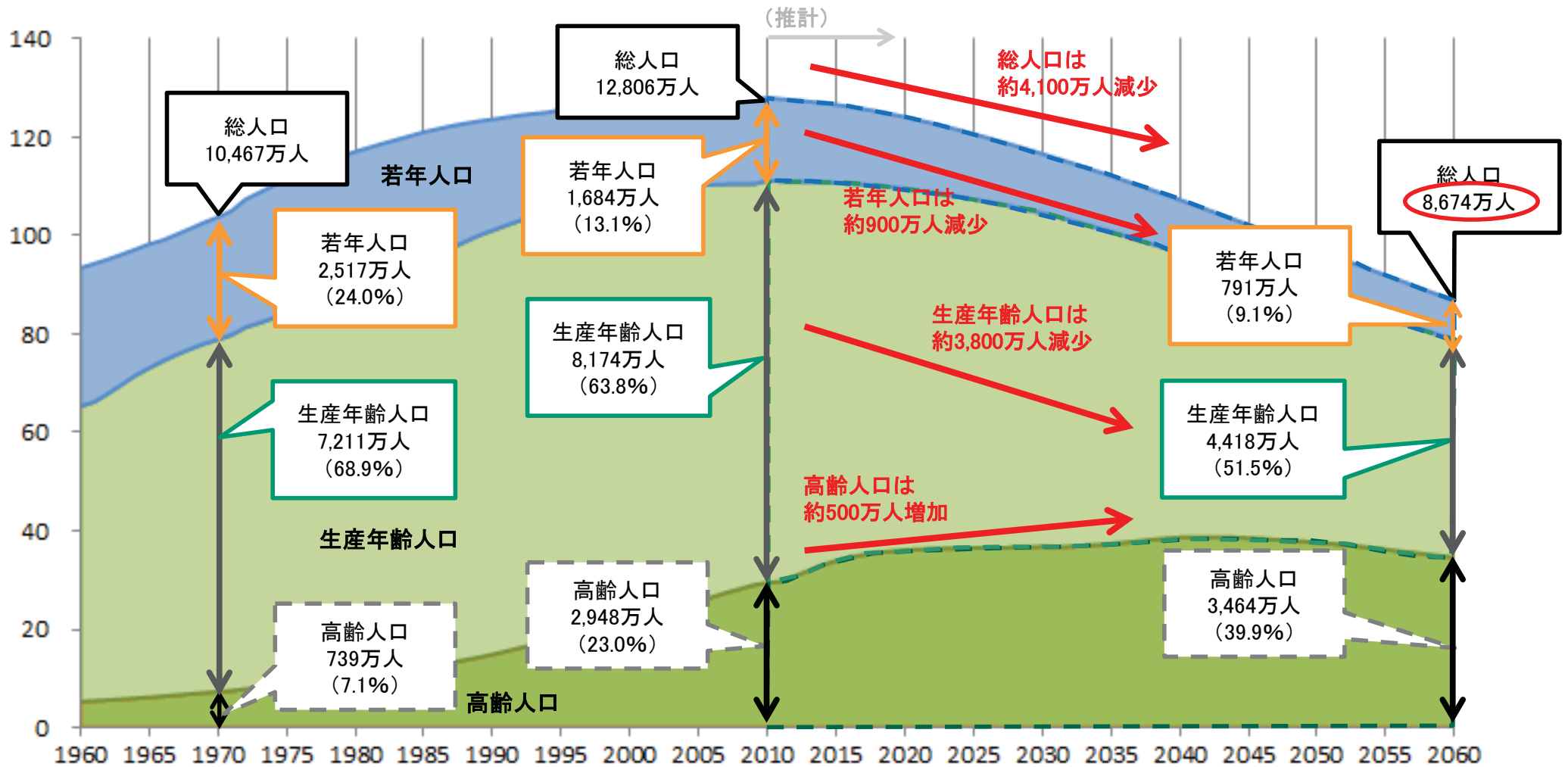
○ 我が国の総人口は、2008年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



（備考）内閣府「選択する未来」委員会資料（平成26年2月14日第2回委員会資料4より抜粋）をもとに作成

# 我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2060年には8,674万人となり、約4,100万人（約32.2%）減少。
- 高齢人口が約500万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,800万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約23%から約40%に上昇。



(備考) 「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)をもとに、総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計から総務省自治行政局作成

(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口

(注3) 2010年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている。

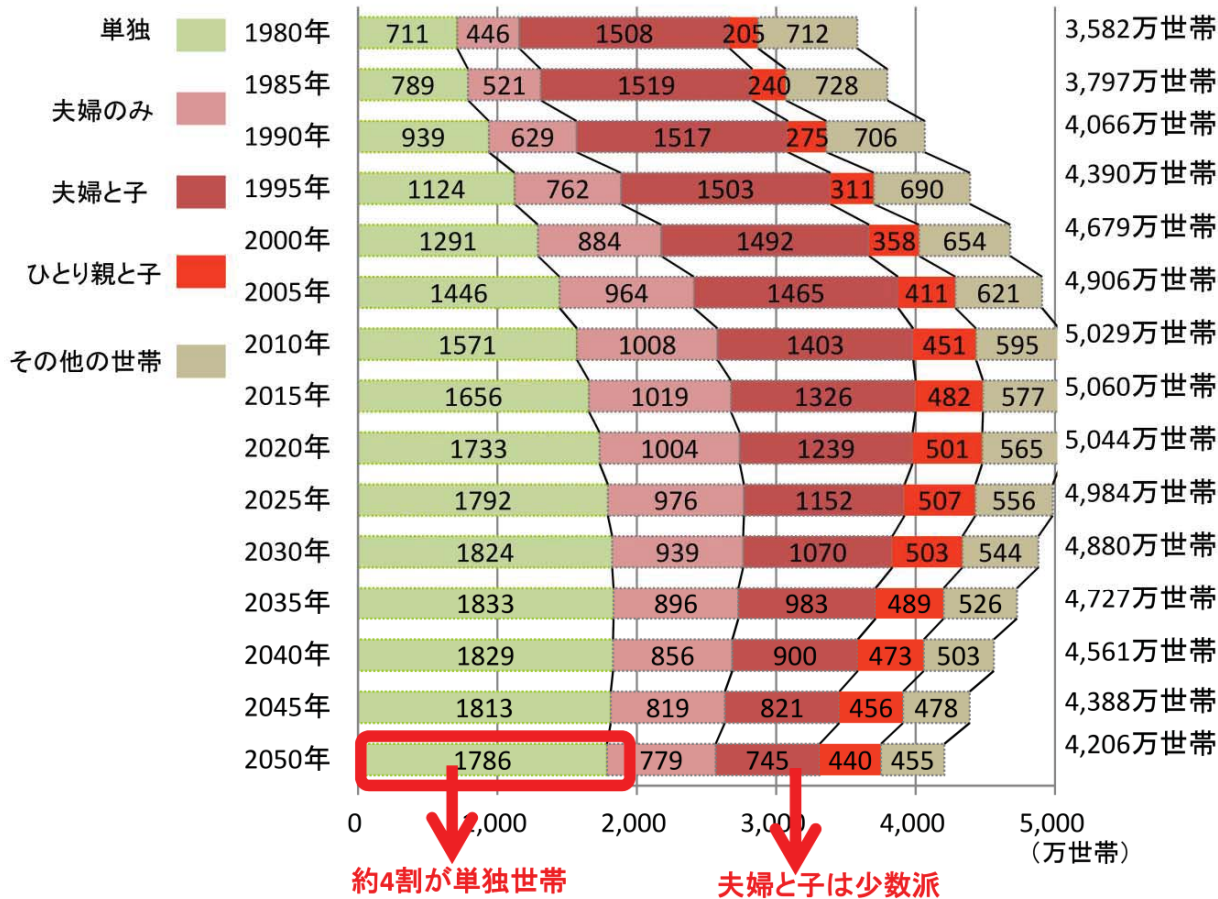
(注2) ( )内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注4) 1960～1971年は沖縄県を含まない。

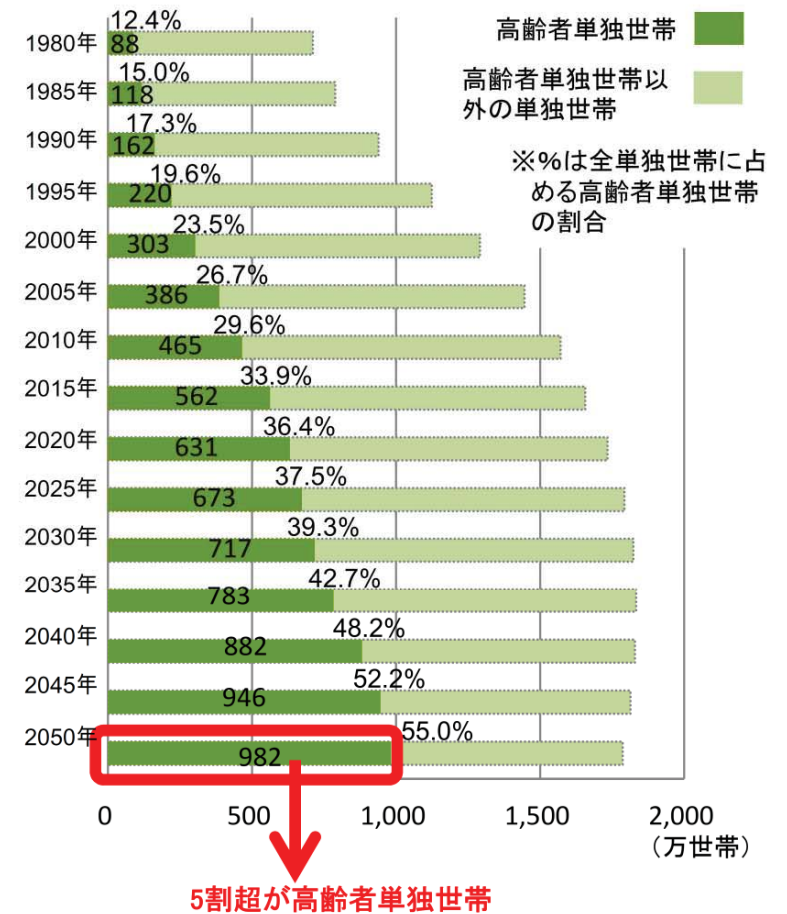
# 世帯数の推移

○ これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

### 世帯類型別世帯数の推移



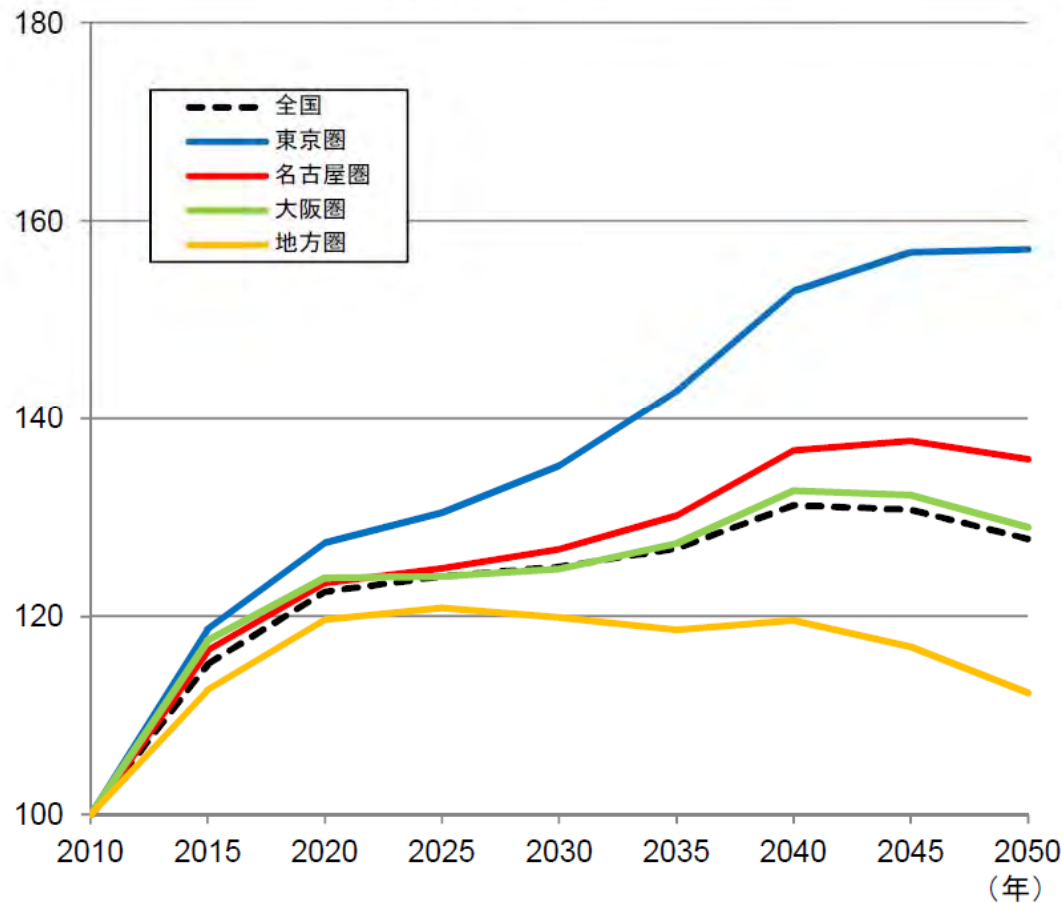
### 単独世帯数の推移



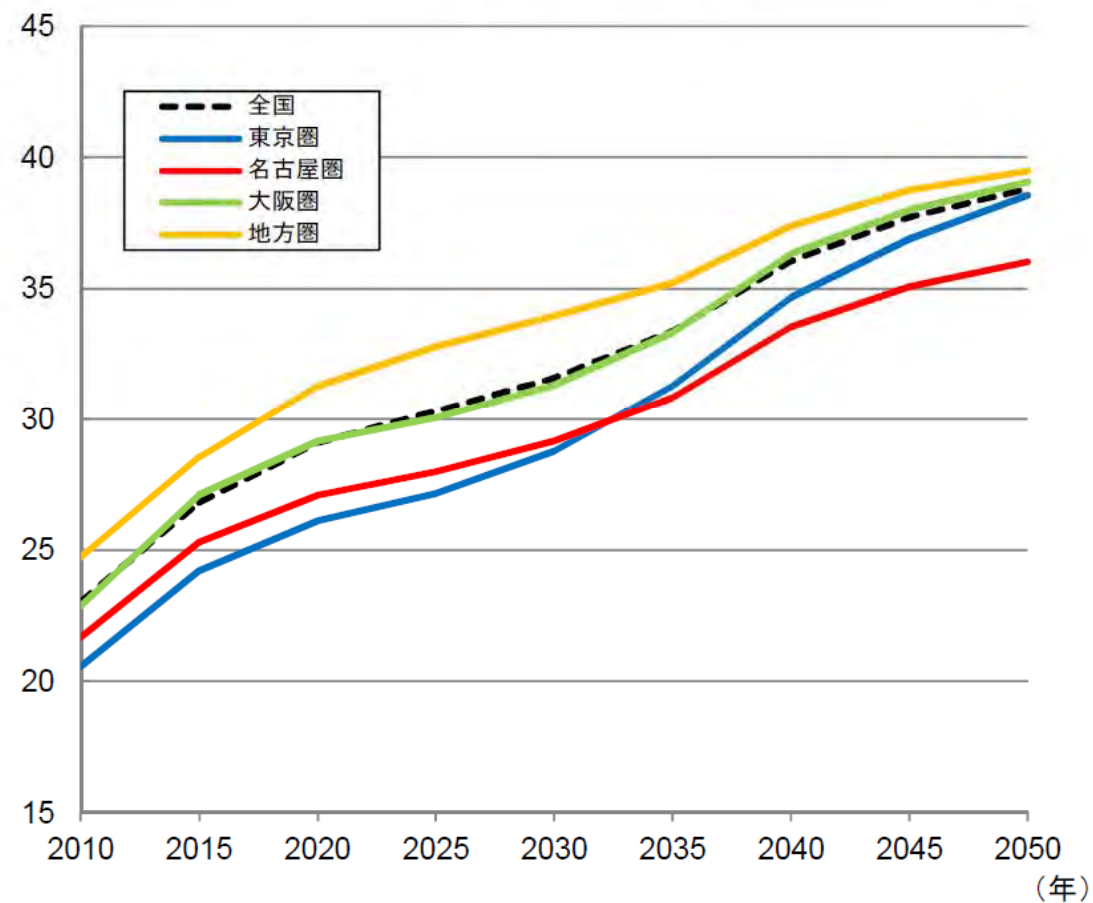
# 高齢人口・高齢化率の推移

- 高齢人口の指数(2010年=100)をみると、2050年にかけて東京圏における増加が顕著。
- 高齢化率をみると、全ての圏域において上昇し続け、地方圏が三大都市圏を一貫して上回って推移する。

高齢人口(2010年を100)



(%) 高齢化率の推移



# 合計特殊出生率の年次推移と平成26年合計特殊出生率

- 平成26年の合計特殊出生率は1.42で、前年の1.43より低下。
- 東京都(1.15)、京都府(1.24)、北海道(1.27)等大都市を含む地域が低くなっている。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

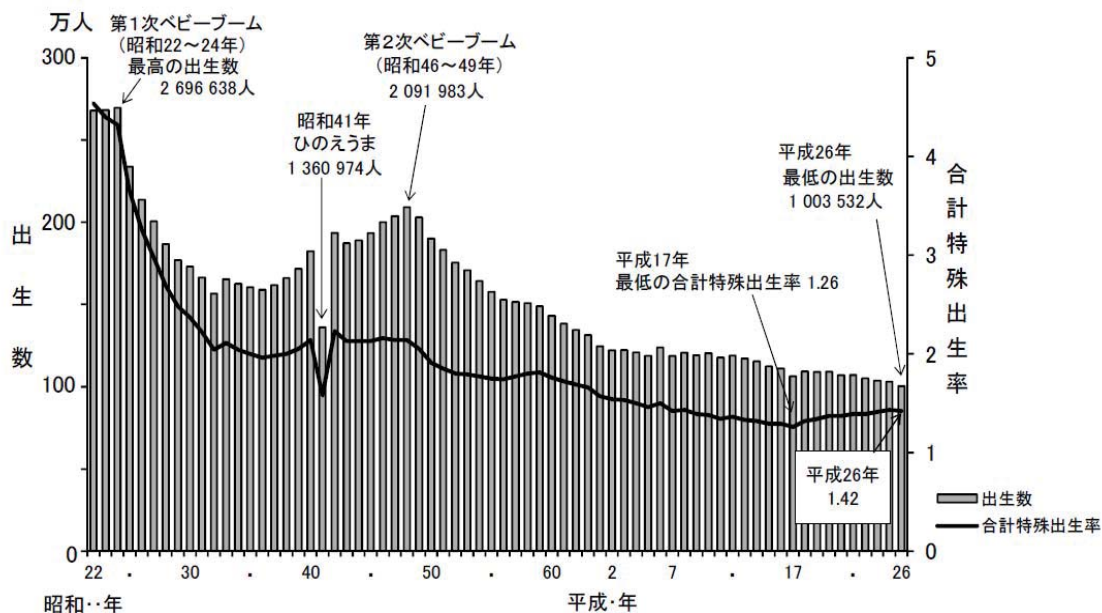


図2 合計特殊出生率の年次推移 (年齢階級別内訳)

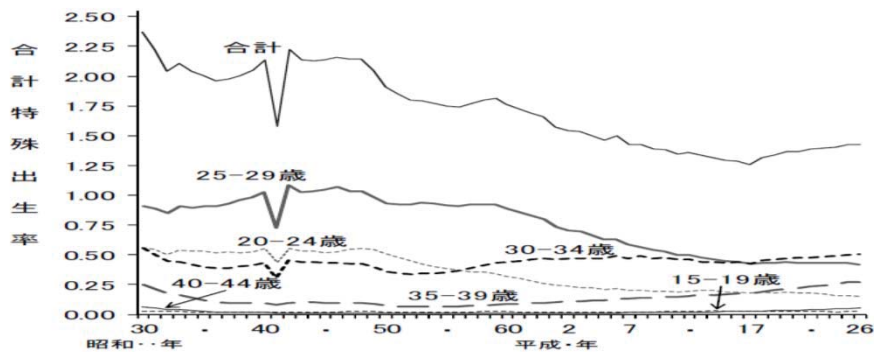


図3 都道府県別合計特殊出生率 (平成26年)

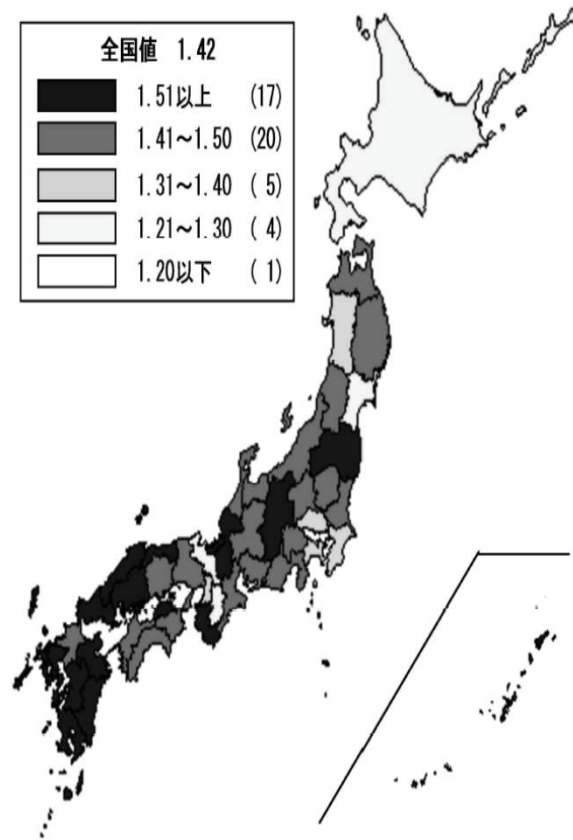
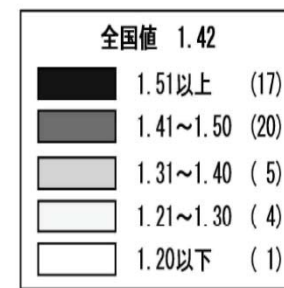


表5 都道府県別にみた合計特殊出生率

都道府県	平成26年	平成25年
全 国	1.42	1.43
北 海 道	1.27	1.28
青 森 県	1.42	1.40
岩 手 県	1.44	1.46
宮 城 県	1.30	1.34
秋 田 県	1.34	1.35
山 形 県	1.47	1.47
福 島 県	1.58	1.53
茨 城 県	1.43	1.42
栃 木 県	1.46	1.43
群 馬 県	1.44	1.41
埼 玉 県	1.31	1.33
千 葉 県	1.32	1.33
東 京 都	1.15	1.13
神 奈 川 県	1.31	1.31
新 潟 県	1.43	1.44
富 山 県	1.45	1.43
石 川 県	1.45	1.49
福 井 県	1.55	1.60
山 梨 県	1.43	1.44
山 崎 野 道	1.54	1.54
岐 阜 県	1.42	1.45
静 岡 県	1.50	1.53
愛 知 県	1.46	1.47
三 重 県	1.45	1.49
滋 賀 県	1.53	1.53
京 都 府	1.24	1.26
大 阪 府	1.31	1.32
兵 庫 県	1.41	1.42
和 歌 山 県	1.27	1.31
歌 山 県	1.55	1.52
鳥 取 県	1.60	1.62
島 根 県	1.66	1.65
岡 山 県	1.49	1.49
廣 島 県	1.55	1.57
山 口 県	1.54	1.56
徳 島 県	1.46	1.43
香 川 県	1.57	1.59
愛 媛 県	1.50	1.52
高 知 県	1.45	1.47
福 岡 県	1.46	1.45
佐 賀 県	1.63	1.59
長 崎 県	1.66	1.64
熊 本 県	1.64	1.65
大 宮 市	1.57	1.56
大 宮 市	1.69	1.72
鹿 児 島 県	1.62	1.63
沖 縄 県	1.86	1.94

注：分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人口、都道府県は5歳階級総人口。



## 【現状分析】

I 将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。

第一段階：老年人口増加 + 生産年齢・年少人口減少

第二段階：老年人口維持・微減 + 生産年齢・年少人口減少

第三段階：老年人口減少 + 生産年齢・年少人口減少 ⇒ 恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代

※ 地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に東京圏へ流出する可能性が高く、将来急激な人口減少を招く可能性(社人研推計よりも深刻な事態に)。

II 2040年(平成52年)までに出産可能年齢(20~39歳)の女性が5割以上減少する市区町村は、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、「消滅可能性」が高いと言わざるを得ない。

※ もし人口を維持しようとする、出生率を直ちに2.8~2.9という非現実的な水準まで引き上げる必要がある。

## 【増田氏の見解】

- 人口の大都市圏への集中という大きな流れを変えなければならない。東京は「人口のブラックホール」。
- 本格的に迎える人口減少社会の中で豊かさをどう実現していくか、長期的視点で現状を直視する必要。
- 人口減少の進展により、地域コミュニティ機能の低下だけではなく、医療・教育といったサービスが維持できなくなる。
- 遠隔医療・集落移転などの政策は、地域機能の維持には有効だが、いずれにせよ「受け身」の政策。
- 中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。
- 地域ブロック単位の地方中核都市が重要。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。
- 従来の「地方分権論」を超えた論議が必要。

## 2 市町村合併の進展とその影響

# 市町村数の推移

平成11年3月31日  
3232

▲1505

平成22年3月31日  
1727

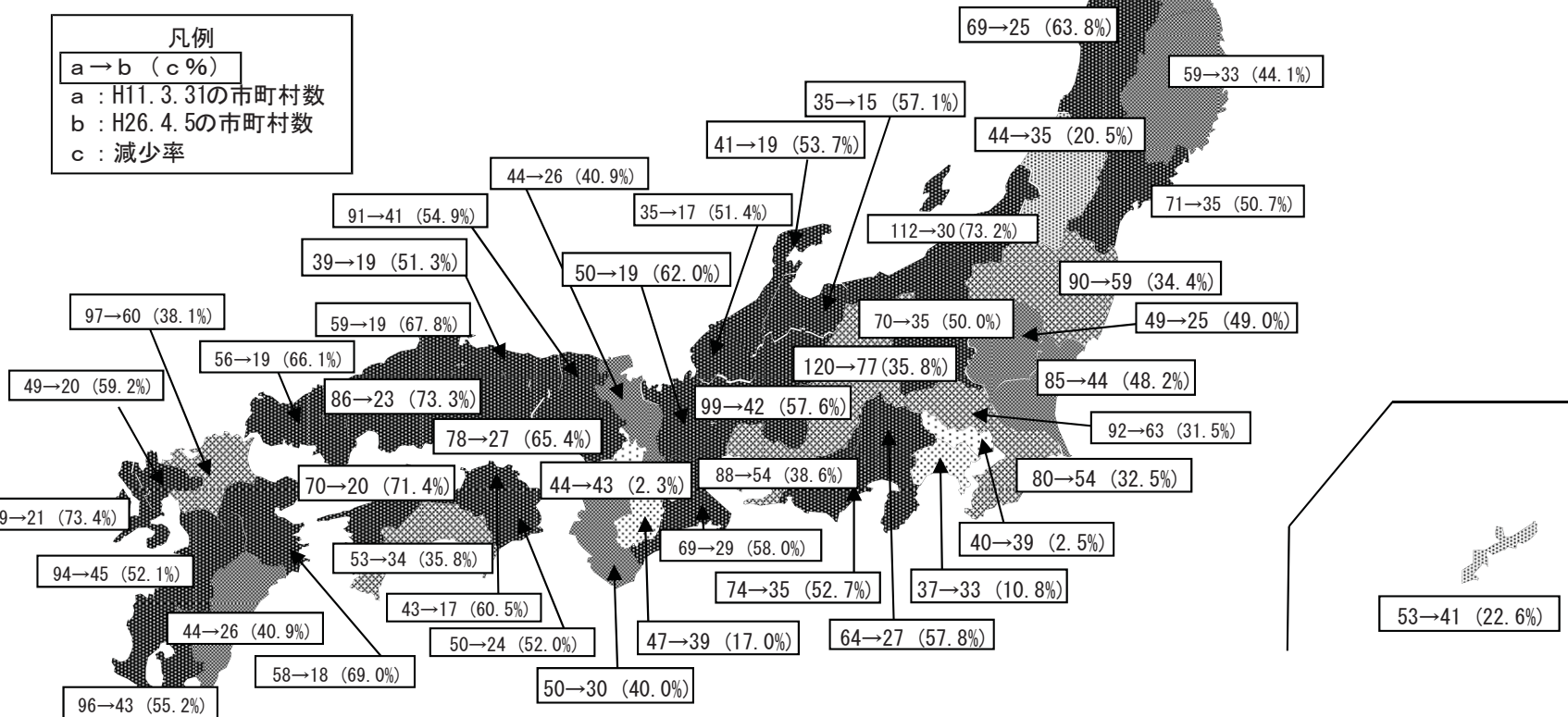
▲9

平成26年4月5日  
1718

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

凡例  
a→b (c%)  
a : H11.3.31の市町村数  
b : H26.4.5の市町村数  
c : 減少率



※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

# 市町村合併による市町村数の変遷

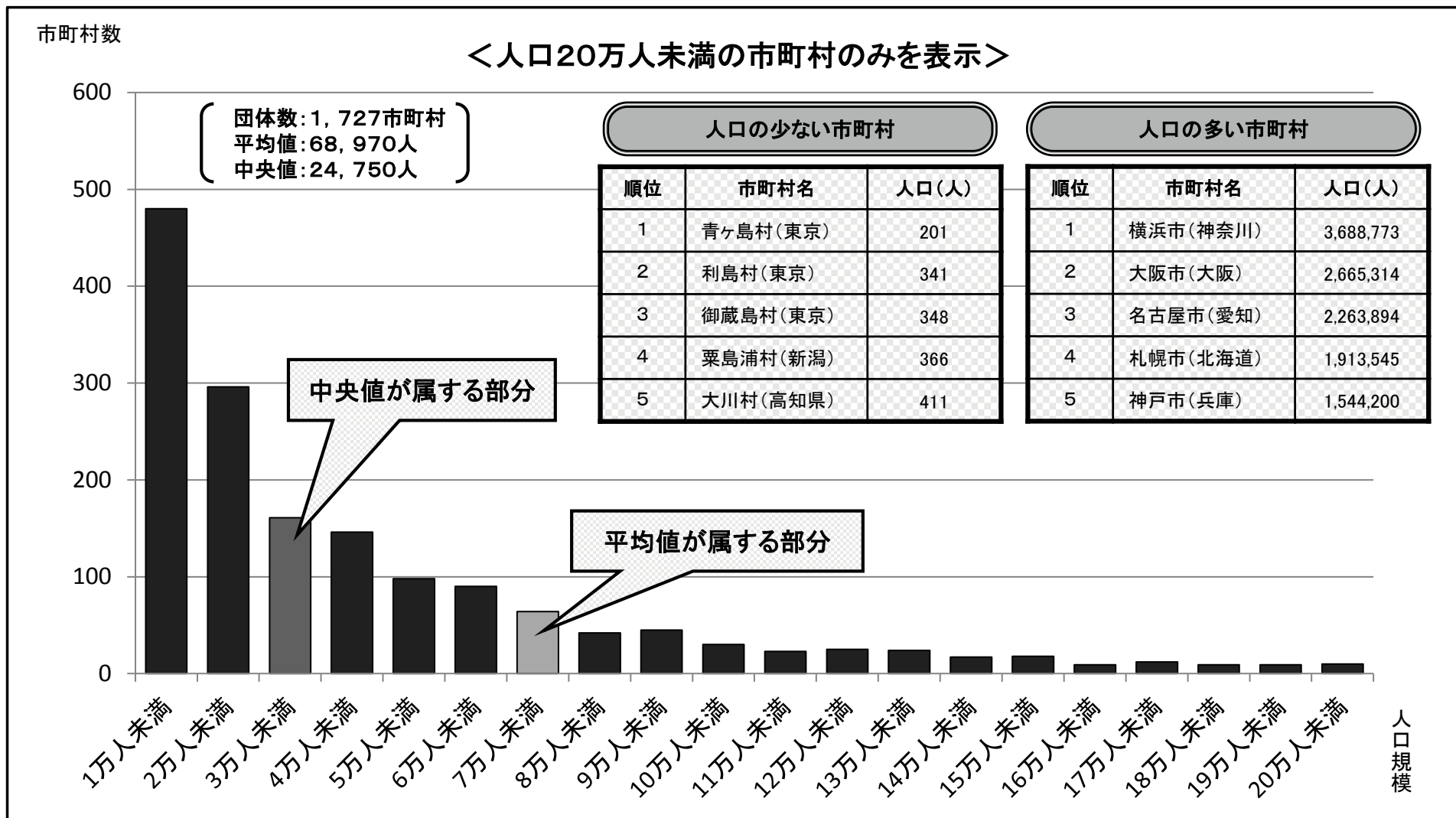
○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
<b>明治の大合併</b> ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
<b>昭和の大合併</b> ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
<b>平成の大合併</b> ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
	26年(2014年)4月	790	745	183	1,718

※平成26年4月5日時点。

# 人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。

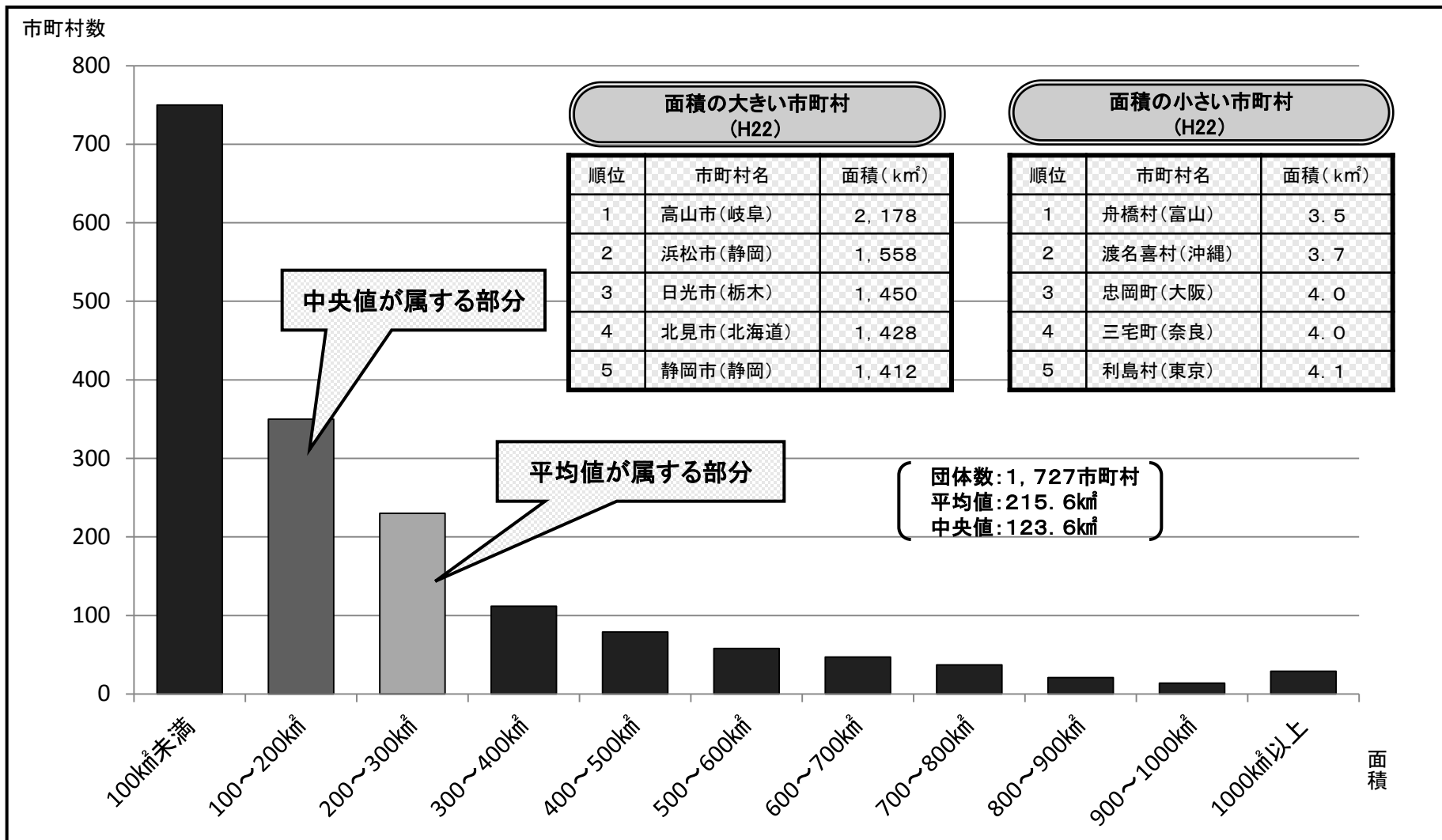


※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

# 面積による分布状況

○ 2,000km<sup>2</sup>を超える市町村がある一方で、100km<sup>2</sup>未満の市町村が4割超を占める。



※ 面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院、平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

## 地方公共団体の現状

人口規模	市区町村数	構成比	人口 (万人)	構成比
1万未満	487	7割 [ 27.9%	248	2割 [ 2.0%
1万～5万	689	3割 [ 39.6%	1,749	2割 [ 13.6%
5万～20万	431	3割 [ 24.8%	4,073	8割 [ 31.7%
20～50万	99	3割 [ 5.7%	3,135	8割 [ 24.4%
50万以上	35	2.0%	3,639	28.3%
合計	1,741	100%	12,844	100%

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」を基に整理

# 主要国における地方自治体の構成

区分		国名	階層数	基礎自治体 (第1層)	広域自治体等	
					広域(第2層)	超広域(第3層)
単一制国家	画一型	日本	2層制	市町村	都道府県	—
		フランス	3層制	コミューン	デパルトマン	レジオン
		イタリア	3層制	コムーネ	プロヴィンチア	レジオーネ
		スペイン	3層制	ムニシピオ	プロヴィンチア	コムニダーデ
		スウェーデン	2層制	コミューン	ランスティング	(試行中)
	変動型	英国	1~2層制	ディストリクト等	— or カウンティ	—
連邦制国家	変動型	ドイツ	3層制	ゲマインデ	クライス	(主権州)
		カナダ	2~3層制	ミュニシパリティ	— or カウンティ等	(主権州)
		米国	3層制	ミュニシパリティ or —	カウンティ	(主権州)
	画一型	スイス	2層制	ゲマインデ / コミュン	—	(主権州)



# 主要国における地方自治体の人口規模

国名	基礎自治体(第1層)		広域自治体(第2層)		超広域自治体等(第3層)		総人口 (百万人)
	団体数	平均人口 (千人)	団体数	平均人口 (百万人)	団体数	平均人口 (百万人)	
連邦制国家							
カナダ	(4,066)*	(7.5) ...	...	...	10	3.1	30.8
ドイツ	13,854	5.9	323	0.3 ⑧	16	5.1	82.2
米国	(19,429)*	(4.2) ...	(3,034)*	...	50	5.4	275.3
スイス	2,763	2.7	—	—	26	0.3	7.2
ベルギー	589	17.4 ⑨	10	1.0 ③	3	3.4	10.2
オーストリア	2,359	3.4	—	—	9	0.9	8.1
単一制国家							
日本(2000)	3,229	39.3 ④	47	2.7	—	—	126.9
(2014)	1,718	71.4 ②	47	2.7 ①	—	—	127.1
フランス	36,565	1.6	96	0.6 ⑤	22	2.7	59.3
イタリア	8,100	7.1	103	0.6 ⑤	20	2.9	57.5
スペイン	8,106	4.9	50	0.8 ④	17	2.3	39.4
スウェーデン	289	30.7 ⑦	21	0.4 ⑦	—	—	8.9
英国	433	137.6 ①	(34)*		(3)*		59.6
うちイングランド	353	141.6	(34)*		—	—	50.0
アイルランド	85	47.2 ③	29	0.1	8	0.5	3.8
デンマーク	275	19.4 ⑧	14	0.4 ⑦	—	—	5.3
ギリシャ	1,033	10.2	50	0.2 ⑨	—	—	10.5
オランダ	504	31.5 ⑥	12	1.3 ②	—	—	15.9
ポルトガル	278	36.0 ⑤	—	—	—	—	10.0
フィンランド	448	11.5 ⑩	—	—	—	—	5.2
ルクセンブルク	118	3.7	—	—	—	—	0.4

注) 平均人口データ右の○の数字は大きい方からの順位

※ 地域によって地方自治体が存在しない国は、平均データを算出せず(...)、又は総人口を単位数で割った数字を( )内に記載

### 3 現在進められている「新たな広域連携」

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

### ① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

### ② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

### ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度・平成27年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(21事業)
- 平成28年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

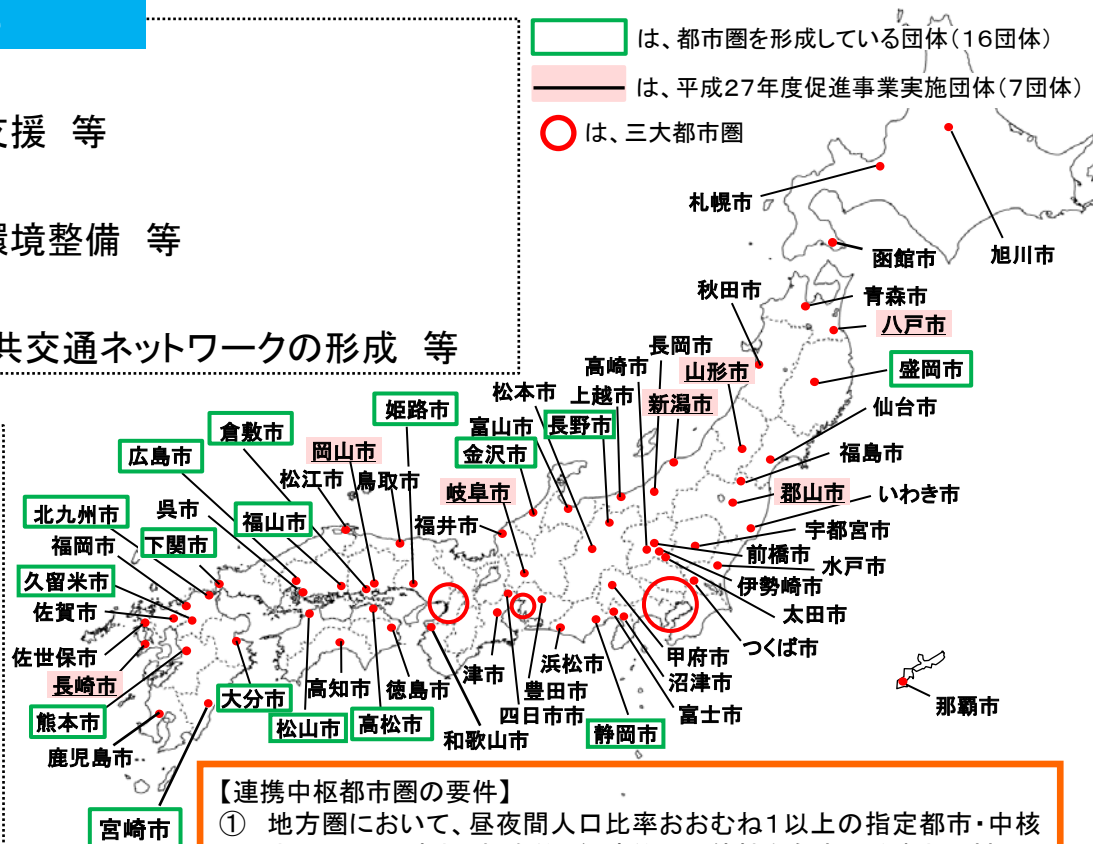
### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

は、都市圏を形成している団体(16団体)  
 は、平成27年度促進事業実施団体(7団体)  
 は、三大都市圏



### 【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

# 連携中枢都市圏の形成の動き

平成28年7月8日現在

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1	播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,327,193人 (うち姫路市 536,270人)
2	備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)
3	高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人)
4	みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,716人 (うち宮崎市 400,583人)
5	久留米市広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	459,623人 (うち久留米市 302,402人)
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市5町)	481,699人 (うち盛岡市 298,348人)
7	石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計3市2町)	723,223人 (うち金沢市 462,361人)
8	長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(2市4町2村)	554,256人 (うち長野市 381,511人)
9	下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市 (合併1市圏域)	280,947人
10	大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	787,663人 (うち大分市 474,094人)
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計2市5町)	593,743人 (うち高松市 419,429人)
12	熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町(計:4市10町2村)	1,116,317人 (うち熊本市 734,474人)
13	広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,341,287人 (うち広島市 1,173,843人)
14	北九州都市圏 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町(計:5市11町)	1,425,339人 (うち北九州市 976,846人)
15	しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】焼津市(計:1市)	859,446人 (うち静岡市 716,197人)
16	松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町(計:2市3町)	652,485人 (うち松山市 517,231人)

# 連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

## 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

### (1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

#### ①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

#### ②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

### (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

## 2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

## 3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用  
上限700万円、最大3年間の措置

## 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置  
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ  
（例：融資比率35%→45%）

## 5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置  
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

## 6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

# 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要(1)

## 1. 要綱の趣旨

- 連携中枢都市圏(以下「都市圏」という。) 構想の目的及び趣旨を明確にした上で、都市圏形成に向けて市町村の行うべき手続き等を定めるもの

連携中枢都市宣言



連携協約の締結



都市圏ビジョン  
の策定

※ 都道府県・総務省は、必要に応じて助言及び支援

# 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要(2)

## 2. 都市圏構想の目的及び趣旨

- 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
- 地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない
- シティリージョンの形成  
都道府県境を越えて、民間事業者を巻き込む形で都市圏が相互に連携する、より広域的・複層的な連携の形成も歓迎

# 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要(3)

## 3. 連携中枢都市宣言 ⇒ 都市圏形成のキックオフ

### ○ 地域において相当の規模と中核性

#### ① 指定都市又は中核市

② 昼夜間人口比率おおむね1以上(合併の場合は、人口最大の旧市の値がおおむね1以上も対象)  
を備える圏域の中心都市が、近隣市町村と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有することを表明

### ○ 連携中枢都市宣言書への記載事項

① 圏域全体において中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に各種サービスを提供する意思

② 圏域の現在の人口と将来推計人口

③ 圏域内の都市機能の集積・強化の状況及び利用状況

④ 近隣市町村と連携することを想定する分野

⑤ 連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村の名称

⑥ ⑤のほか連携中枢都市と連携する意思を有する市町村の名称



# 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要(4)

## 4. 連携協約の締結⇒ 圏域の政策の将来的な方向性が確定

### ○ 連携中枢都市と連携市町村(※)が、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定

※連携市町村：連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村(主に通勤通学10%圏内の市町村)のうち、連携協約を締結するもの

### ○ 連携協約への規定事項

① 連携協約を締結する連携中枢都市及び連携市町村の名称 ② 都市圏形成の基本的な目的

③ 基本方針: 連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨

④ 連携する取組

《各役割に応じた取組》

#### ア 圏域全体の経済成長のけん引

- a 産学金官民一体となった経済戦略の策定
- b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進
- c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- d 戦略的な観光施策

#### イ 高次の都市機能の集積・強化

- a 高度な医療サービスの提供
- b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
- c 高等教育・研究開発の環境整備

#### ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

##### A 生活機能の強化に係る政策分野

- a 地域医療
- b 介護
- c 福祉
- d 教育・文化・スポーツ
- e 土地利用
- f 地域振興
- g 災害対策
- h 環境

##### B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- a 地域公共交通
- b ICTインフラ整備
- c 道路等の交通インフラの整備・維持
- d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進

##### C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- a 人材の育成
- b 外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流

⑤ 連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、定期的な協議を行うこと

# 連携中枢都市圏構想推進要綱の概要(5)

## 5. 都市圏ビジョンの策定

⇒ 産学金官民一体となった圏域の具体的取組を確定

- 連携中枢都市が、連携協約に基づく具体的取組(期間・規模)について、近隣市町村との協議を経て決定
- 圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、産学金官民の関係者を構成員とした「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」において検討
  - ◀ 構成員 ▶
    - ・ 産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
    - ・ 地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
    - ・ 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等
- ビジョンへの記載事項
  - ① 都市圏及び市町村の名称
  - ② 都市圏の中長期的な将来像
  - ③ 都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する具体的取組(総事業費や各年度の事業費等の見込み)
  - ④ 具体的取組の期間(おおむね5年)
  - ⑤ 成果指標(KPI: Key Performance Indicator): 地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関するもの

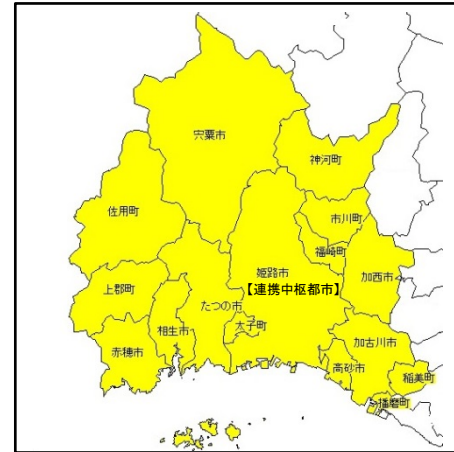
# 播磨圏域連携中枢都市圏の取組

## 圏域形成に至った経緯

- 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

## 苦労した点

- 合併の前段階の連携や連携中枢都市のみが活性化するのではないかと考える市町があり、連携について慎重となる意見もあった。
- 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体の事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は、姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



## 圏域全体の経済成長のけん引

### 播磨地域ブランド事業について

播磨圏域が取り組む「はりま地域ブランド」の確立を推進するため、地域資源に係る客観的な各種データ等の収集・分析、それに基づくブランド戦略の仕組みづくり及び「はりま地域ブランド」認知度向上と販売促進を図るための情報発信、プロモーション等を行う。

費用は姫路市が負担。

(例)東京・浅草に圏域全体をPRするアンテナショップの設置・運営



### 圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、圏域の産業振興、雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

さらに、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への企業立地を促進している。



【臨海部に集積する企業群】

## 高次の都市機能の集積・強化

### JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### 図書館の相互利用促進事業

平成27年11月より、圏域の7市8町の図書館の相互利用を開始圏域内住民であればいずれの図書館においても貸し借りができるような仕組みを構築。蔵書の共通検索システムの導入等についても協議。

(全36館 約334万冊の図書が利用可能)

運営費は、各市町が負担する。

### 成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は姫路市が負担。

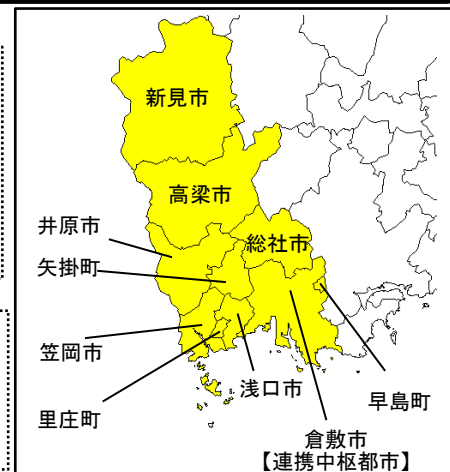
# 高梁川流域連携中枢都市圏の取組

## 圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月:「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月:60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

## 苦労した点

- 関係者(倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学金官民の各関係機関等)に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



## 圏域全体の経済成長のけん引

### 経済成長戦略推進事業

産学金官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。事業費の大半は倉敷市の負担。

⑳は、戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業を圏域で実施予定。

### データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉑は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手+圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉑は先行型交付金が採択された(50百万円)。

### 地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信する。

事業費は倉敷市の負担。

## 流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センター(仮称)を設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### 保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施。事業費は倉敷市の負担。

### 圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

### 移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。事業費は倉敷市の負担。

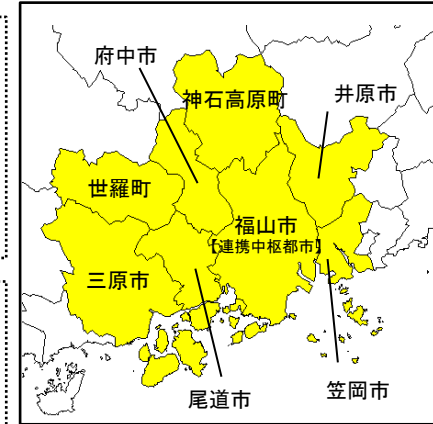
# 備後圏域連携中枢都市圏の取組

## 圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「備後地区工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。

## 苦労した点

- 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ（財源措置のメリット、連携する目的等）
- 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないか」という懸念があった
- 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している（連携中枢都市、圏域市町 共通）



## 圏域全体の経済成長のけん引

### びんご産業支援コーディネーター事業について

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。

圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。

今後は、コーディネーター自身のスキルアップ、産業と大学の連携を進めて行くためのネットワーク等の強化等を推進予定。

事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。



産業支援コーディネーター

### 備後圏域産業連関表の作成

福山市が、備後圏域全体の産業連関表を作成する。

また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につなげる。

## 高次の都市機能の集積・強化

### 高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### こども発達支援センターの共同運営

発達に課題のある子どもの支援を行う専門機関が圏域内になかったことから、福山市が医療機関である「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的できめ細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

### 圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、各市町で連携して、医療・介護事業所の位置やサービスなどの情報がわかるマップの作成などに取り組んでいる。また、福山市が実施している市民後見人養成講座受講対象者を圏域へ拡大するなど、認知症対策も推進。事業費は、圏域全体に係るものは福山市が負担し、市民後見人養成講座の開催経費などは圏域市町が負担。